

監査委員告示 第 5 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項、第15項及び志摩市監査基準第19条第1項の規定に基づき措置状況を公表する。

令和8年3月31日

志摩市監査委員 中 島 郁 弘

志摩市監査委員 松 井 研 二

令和7年度定期監査結果（後期）に基づく措置状況調査表

1. 公表事項

令和7年度定期監査結果（後期）に基づき取り組んだ(講じた)措置の状況

2. 講じた措置の状況

令和7年度定期監査結果（後期）に基づき講じた措置状況調査集計結果

(単位：件・%)

措置区分 監査区分	集計結果		結果の内訳							
	結果	構成比	1(措置済)		2(実施中)		3(検討中)		4(未措置)	
			結果	構成比	結果	構成比	結果	構成比	結果	構成比
1(指摘事項)	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
2(注意事項)	6	37.5	0	0.0	6	100.0	0	0.0	0	0.0
3(検討事項)	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
4(意見)	10	62.5	0	0.0	7	70.0	3	30.0	0	0.0
計	16	100.0	0	0.0	13	81.3	3	18.7	0	0.0

(監査区分)

- 1) 指摘事項：①法令違反
②予算の目的に反していると認められるもの
③不経済な行為が生じていると認められるもの
④事務処理等著しく適切を欠くと認められるもの
- 2) 注意事項：「指摘事項」のうち軽微な誤謬等と見受けられるもの
- 3) 検討事項：一部の所属だけでは改善、是正または見直しが困難なもので、他の部局等との調整が必要であると認められるもの
- 4) 意見：組織及び運営の合理化、改善化に資するため、意見を述べる必要があると認められるもの

(措置区分)

- 1) 措置済：すでに改善、是正または見直しを終えたもの
- 2) 実施中：引き続き、改善、是正または見直しを実施中のもの
- 3) 検討中：現在、改善、是正または見直しを検討中のもの
- 4) 未措置：措置がまったくされていないもの